特定小売供給約款以外の供給条件

（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）

2026 年 12 月 1 日実施

中部電力ミライズ株式会社

２０２６１１１１資第３号

認　可

２０２６年１１月２６日

料金その他の供給条件の内容

１　適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は，特定小売供給約款（2026 年９月 29 日届出。ただし，当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は，変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

２　適用期間

(1) 適用期間は，2026 年 12 月の検針日から 2027 年３月の検針日の前日までといたします。

(2) 定額制供給の場合は，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，供給約款の臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(1)にいう検針日は，応当日といたします。

３　燃料費調整

燃料費調整とは，供給約款 15（定額電灯）(4)，供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロもしくは供給約款附則３（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）(1)ニ，供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款 20（臨時電力）(3)イ，供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(ｲ)，供給約款附則５（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)，供給約款附則６（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則７（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ，(3)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ，(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロ，供給約款 21（農事用電力）(1)ハ，(2)ニ(ﾛ)もしくは供給約款附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

４　料　　金

２（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）(4)，供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロもしくは供給約款附則３（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）(1)ニ，供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款 20（臨時電力）(3)イ，供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(ｲ)，供給約款附則５（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)，供給約款附則６（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則７（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ，(3)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ，(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロ，供給約款 21（農事用電力）(1)ハ，(2)ニ(ﾛ)もしくは供給約款附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）１(2)ロ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）１(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）１(2)ロ(ﾆ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）１(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

５　そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別　　表（燃料費調整）

1　燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0275

β＝0.4792

γ＝0.4275

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ　基準となる燃料費調整単価

(ｲ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，基準燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ａ １キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1,000}$$

b １キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り，かつ，68,900円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{ 円}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1,000}$$

c １キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合

平均燃料価格は，68,900円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (68,900\text{ 円} - 45,900\text{ 円}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，bの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年８月１日から 2026年10月31日までの期間	2026 年 12 月の検針日から 2027 年１月の検針日の前日までの期間
2026年９月１日から 2026年11月30日までの期間	2027 年１月の検針日から 2027 年２月の検針日の前日までの期間
2026年10月１日から 2026年12月31日までの期間	2027 年２月の検針日から 2027 年３月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，a に準ずるものといたします。この場合，a にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，aにいう検針日は，応当日といたします。

ロ　２（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(ｲ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ﾛ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円の場合

燃料費調整単価＝(ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ﾊ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝(ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

(ﾆ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ﾎ) 特別措置の燃料費調整単価

ａ 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

特別措置の燃料費調整単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

		2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
電灯	10 ワットまでの１灯につき	3円88銭	17円48銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	7円77銭	34円96銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	15円54銭	69円91銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	23円30銭	104円87銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	38円84銭	174円78銭
	100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	38円84銭	174円78銭
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	11円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	23円20銭	104円41銭
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	23円20銭	104円41銭

(b) 供給約款附則３（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1) の適用を受けているラジオの小型機器料金について，特別措置の燃料費調整単価は，１月につき次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
20 ボルトアンペアまでのラジオ１台につき	4円64銭	20円88銭
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ１台につき	6円96銭	31円32銭

(c) 臨時電灯Ａ

特別措置の燃料費調整単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0円31銭	1円41銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0円63銭	2円82銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0円63銭	2円82銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	6円26銭	28円17銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	6円26銭	28円17銭

(d) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合１日につき	3円29銭	14円81銭
契約電力１キロワット１日につき	6円58銭	29円61銭

(e) 農事用電力Ｂ

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	5円92銭	26円65銭
契約電力１キロワット１日につき	11円84銭	53円29銭

(f) 供給約款附則７（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	1円65銭	7円40銭
契約電力１キロワットの場合１日につき	3円29銭	14円80銭
契約電力２キロワットの場合１日につき	6円58銭	29円61銭
契約電力３キロワットの場合１日につき	9円87銭	44円41銭
契約電力３キロワットをこえ１キロワットを増すごとに１日につき	3円29銭	14円80銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
１キロワット時につき	1円00銭	4円50銭

(3) 燃料費調整額

イ　定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯，公衆街路灯Ａおよび供給約款附則３（定額電灯のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ﾛ) 臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび供給約款附則７（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａ，供給約款附則５（農事用電灯のお客さまについての特別措置）および供給約款附則６（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

２　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの１灯につき	90銭5厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	1円81銭2厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	3円62銭3厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	5円43銭4厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	9円05銭7厘
	100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	9円05銭7厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	2円70銭5厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	5円41銭1厘
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5円41銭1厘

ロ　供給約款附則３（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けているラジオの小型機器料金について，基準単価は，１月につき次のとおりといたします。

20 ボルトアンペアまでのラジオ１台につき	1円08銭2厘
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ１台につき	1円62銭4厘

ハ　臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7銭3厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	14銭6厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	14銭6厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1円46銭0厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1円46銭0厘

ニ　臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	1円53銭5厘

ホ　農事用電力Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	2円76銭2厘

ヘ　供給約款附則７（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	１キロワット	２キロワット	３キロワット	３ｷﾛﾜｯﾄをこえ１ｷﾛﾜｯﾄを増すごとに
１日につき	38銭4厘	76銭7厘	1円53銭5厘	2円30銭1厘	76銭7厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	23銭3厘

３　燃料費調整単価等の掲示

当社は，１（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および１（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。